新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款  第 1 条　～　第 ２ 条　　（略）  （運送の引受け）  第 3 条　　当社は、次条、第４条の２第２項又は第４条の４第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。  第 ４ 条　～　第 ４ 条の３　　（略）  第 ４ 条の４　　運転者は、マスクの着用をしないで乗車し、又は乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求めることができます。  ２　前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。  ３　当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。  第 ５ 条　～　第10条　（略） | 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款  第 1 条　～　第 ２ 条　　（略）  （運送の引受け）  第 3 条　　当社は、次条又は第４条の２第２項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。  第 ４ 条　～　第 ４ 条の３　　（略）  （新設）  第 ５ 条　～　第10条　（略） |